平成30年9月1日発行(年6回1・3・5・7・9・11月)



法人会ニュース











活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

第10回税に関する絵はがきコンクール





古川第四小学校 佐藤



小牛田小学校 八 木 すみれ



古川第五小学校 小野寺 逸 太



古川第二小学校 大 場 有 紗



吉 田 奈 緒



古川第三小学校 佐々木 朝 希



古川第五小学校 千葉悠雅



古川第二小学校 及川笑衣



大貫小学校 氏 家 眞



古川第二小学校 平 山 倫 歩



古川第三小学校 大 内 花 純



大貫小学校 本 田 真 楠



古川第五小学校 佐 藤 綾 音



古川第二小学校 藤花楓



広原小学校 今 泉 七



古川第五小学校 野 倫 久



古川第三小学校 佐 藤 アイラ



小牛田小学校 垣 崎



古川第五小学校 石 井 かりん



古川第三小学校 板 垣

新古川税務署長に佐藤一男氏が就任



平成30年7月10日付

古川税務署長 佐藤 一男 (さとう かずお) 氏

出 身/仙台市

経 歴/平成29年7月 仙台国税局 総括税務相談官 主任税務相談官

平成28年7月 仙台国税局 総括税務相談官

郡山サテライト主任税務相談官

平成26年7月 宮古税務署長

平成25年7月 仙台国税局 税務相談室 主任税務相談官

平成22年7月 仙台国税不服審判所 副審判官

が就任。 7月10日付けで、 前古川税務署長の遠藤利和氏は、 国税当局の人事異動が発令され、 東京国税局派遣主任監察官に異動された。 古川税務署長に、 佐藤一男氏 (仙台国税局総括税務相談官主任税務相談官)

税務行政を志した動機など

労もあったのか母も高校1年で亡くしていま難しさなど経営の厳しさを感じていました。心営の魅力を感じつつも、時間的な制約や営業の父が小さな事業を営んでいたこともあり、経

しかしながら、経営される方の苦労にも心をけではありません。当初から高い志があって税務の仕事に就いたわ当初から高い志があって税務の仕事に就いたわ望していたところ、試験日程の都合からたまた望していたところ、試験日程の都合からたまた。

しました。

「国税不服審判所」にも勤務税務相談官を、そして納税者の正当な権利利益を、近年は「納税者サービスの充実」の点からを、近年は「納税者サービスの充実」の点からを、近年は「納税者サービスの充実」の点からを、近年は「納税者がして調査や資料情報の仕事ということで主として調査や資料情報の仕事にある「国税不服審判所」にも勤務の救済機関である「国税不服審判所」にも勤務の対済機関である「国税不服審判所」にも勤務の対済機関である「国税不服審判所」にも勤務の対済機関である「国税不服審判所」にも勤務の対方という。

、懐かしく感じているところでございます。古川は平成5年から3年間勤務した場所であ

う国税庁の使命を果たしていくため 行を適性かつ円滑に実現する」とい んでいきたいと考えております。 正公平な税務行政の推進」に取り に、「納税者サービスの充実」と「適 税者の自発的な納税義務の履

32年4月1日以降に開始する事業年 削減及び企業の生産性向上を図るた 電子申告が義務化されました(平成 め、法人税等に係る申告データを円 制改正において、社会全体のコスト いと考えております。平成30年度税 税務署の事務の効率化にもつなげた の利用の普及拡大に努め、ひいては うという観点から、方法としての 税を「簡単・便利・スムーズ」に行 進めるとともに、大法人については 滑に電子提出できるよう環境整備を e-Tax (電子申告)・電子納税 ましては、納税者の皆様が申告・納 納税者サービスの充実」につき

お願い申し上げます。 普及及び定着への取組みにつきまし こととしておりますので、引き続き 税の利便性について一層進めていく 向上のため、 御理解と御協力を賜りますよう 中小法人等の更なる利用率 e - Tax·電子納

法人会が平成2年度から実施してい 収に取り組むことはもちろんですが、 進」の観点からは、 また、「適正公平な税務行政の推 「企業の税務コンプライアンス向 厳正な調査・徴

> 援として「自主点検チェックシート 期待しており、引き続き、国税庁後 いと考えております。 の普及・定着にも協力してまいりた 法人の適正な申告に寄与するものと のための取組」につきましては

関係民間団体との連携について

せていただきますとともに、各種講 だいていることに感謝いたします。 進に多大なる御協力と御支援をいた をはじめとする円滑な税務行政の推 ころであり、e‐Taxの利用拡大 着実にその普及等が図られていると けるその功績・貢献は非常に大きく の開催など e-Tax利用拡大にお 習会の実施やe‐Tax実務研修会 を果たされていることに敬意を表さ 地域経済の牽引役として重要な役割 を代表する企業の皆様で構成され、 また、東北六県でトップを切って 公益社団法人大崎法人会は、地元

積極的に展開されております。私ど るため、 もも皆様との連携・協調の強化を図 税に関する事業を基幹事業としても がきコンクール」、 しての租税教室や「税に関する絵は ております。社会貢献事業の一環と を表するとともに、大変心強く感じ き、その先見性と実行力に深く敬意 公益社団法人移行を果たしていただ などを推進していきたいと考えてお 今後も各種行事の共同開催 税務研修会など

境が大きく変化している状況の中で 税務行政を取り巻く経済社会の環

3

との連携・協調を図っていく必要が 来以上に税務関係民間団体協議会等 国税庁の使命を果たすためには、従 を適性かつ円滑に実現する」という あると考えております。 納税者の自発的な納税義務の履

これまでと同様にお力添えをお願い 様からの協力が不可欠であると考え 申し上げます。 政の推進に御協力をいただきながら Taxの利用拡大など円滑な税務行 リーダーとして税知識の普及やe ており、皆様には、税のオピニオン もの取り組みをわかりやすくお伝え していくとともに関係民間団体の皆 めには、納税者の皆様に対して私ど 税務行政を円滑に運営していくた

消費税の軽減税率制度等について

者に影響を及ぼす内容となっており 制度につきましては、 引上げと同時に実施される軽減税率 分経理が必要となるなど多数の事業 平成31年10月の消費税率10%への 税率ごとの区

団体の皆様と緊密な連携を図らせて 要な準備を進めていただき、自ら適 改正内容について十分に理解して必 者の皆様に軽減税率制度の内容及び 広報や丁寧な相談対応に取り組んで いただきながら、着実な制度周知 大崎法人会をはじめとする関係民間 よう、地方公共団体や公益社団法人 正な申告・納付を行っていただける 国税当局といたしましては、事業

> をよろしくお願い申し上げます。 国税当局の取組への御理解と御協力 の皆様に対する講習会等の開催など、 皆様の準備が円滑に進むよう、会員 法人会におかれましても、 つきましては、 公益社団法人大崎 事業者の

趣味・モットー

です。 安い材料でスピード重視、 ますし、材料や作り方に凝るよりも、 と、「ギターの弾き語り」と「料理」 継続して行っているものを挙げます 味という趣味はありません。ただ、 いまもって特に自慢できるような趣 やスキーはある程度上達しましたが、 の頃には、当時流行していたテニス インドア派でした。それでも、 り興味がなく、どちらかというと 付けも当然行っています。 幼い頃から、アウトドアにはあ 特に料理は大抵のものは作れ そして片 20 代

役立っていると思っています。 だと思いますが、ストレス解消には 性格的にストレスは感じないほう

得る知性を持った行動」を基本に、 と接すること」と、そして「信頼を が、「思いやりといたわりの心で人 実践することは難しい面もあります りがちで、なかなかこの言葉通りを にして自分には甘く人には厳しくな 隗より始めよ」です。人間は、 し、秋霜を以て自ら慎む」と「先ず 「国税庁の使命」を果たしていきた 好きな言葉は「春風を以て人に接 法人の方へ

ネットが便利 申告・納税 e-Tax ^{国税庁 e-Tax} ***ラクター 1-9君

平成32年(2020年)4月から大法人の電子申告が義務化されます

平成32年(2020年)4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等(以下「大法人」といいます。)について、法人税及び地方法人税並びに消費税等の申告書の提出方法が電子申告に義務化されます。

大法人の電子申告の義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとされており、平成30年4月からは、以下の点が変更されます。

- 土地の収用証明書等の申告書への添付を省略できます。
- イメージデータ (PDF形式)として送信された添付書類について紙原本の保存を不要とします。
- 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、代表者のみの記名押印制度に変更されます。
- 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員 の電子署名によることも可能とします。

上記以外の施策も、大法人の電子申告の義務化開始までの期間に順次、実施していく予定です(実施状況等は、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)で公開します。)。

e-Taxならこんなメリットがあります

- **税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。**
- 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパー レス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。 (e-Tax:370円 書面:400円)



添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。

さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細は e-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。



納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。 特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ダイレクト納付
- 2 インターネットバンキングなどによる納付



e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心 して申告などの手続きを行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶月曜日~金曜日(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)
- ▶5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日
- 8時30分~24時
- ※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として 24 時間 (土日祝日等を含みます。) となります。
- ※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

●e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

0570-0 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

- ▶月曜日~金曜日 9時~17時(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)
- ●マイナンバーカードに係る IC カードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

- ▶月曜日~金曜日 9時30分~20時
- 9時30分~17時30分 (12月29日~1月3日を除きます。)
- ●申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。 なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。
- ※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。

なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違えのないようお願いします。

詳しくは、e-Tax ホームページ を ご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

マ イ ナンバー

検索 イータックス

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

平成30年(2018年)4月

お問い合せは、古川税務署管理運営第一部門 TEL0229-22-1711(内線111)

5

申告などの国税に関する各種の手続きについて、 e-Tax インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムです。



書面添付制度とは?

~ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答 ~

税理士 野川 悟志

- **リサ** 法人税申告書等に税理士が作成した書面を付けると税務調査が省略になると聞きましたが、どのような制度なのでしょうか。
- サキ先生 その書面は税理士法33条の2に規定されている、いわゆる添付書面のことですね。税理士が書面を作成して、申告書に添付すると、調査の事前通知の前に税理士に対して意見聴取が行われ、税務署において申告内容に対する疑問点が解消して調査の必要がないと判断された場合には、調査が省略されることになります。したがって、書面を申告書に添付すれば、無条件で調査が省略になるわけでありませんので注意してください。
- リサ 書面にはどのようなことが記載されるのですか。
- ★ サキ先生 税理士が申告書の作成に関して、計算・整理し、または相談に応じた事項などを記載することになります。

建設業の会社を例にしてみますと、売上について、例えば、「売上請求書、工事請負契約書、売掛金一覧に基づき、工事収入の計上時期の確認を行った」のように、具体的にどのような方法で確認したかを記載します。

また、前期と比較して金額が顕著に増減したものについては、例えば、「消耗品費の増加は、工事用 消耗品の老朽化に伴い、入れ替えを行った。消耗品の中に資産計上すべきものがあるか否かの検討も 行った」のように、増減理由とともに、税務上問題となりやすい点の検討状況を記載します。

- リサ 意見聴取はどのように行われるのですか。
- サキ先生 税務署において申告内容に対して何らかの疑問点があって、調査日時などを知らせる調査の事前通知を行う前に、税務署の担当者が税理士に対して、顕著な増減事項や理由など、個別・具体的な質疑が行われます。意見聴取を行って申告内容に対する疑問点が解消すれば、調査の必要性はなくなりますので、結果的に調査は省略となります。仮に、疑問点の全部が解消しない場合は調査に着手することになりますが、調査は解明すべきポイントを絞って短時日で終わることが考えられます。
- サキ先生 国税庁の事務運営指針によれば、意見聴取の質疑等のみに基因して提出された修正申告書は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないとされていますので、加算税は課されないと考えられます。
- りサ いずれにしても、申告内容に誤りがないように、法人会の「自主点検チェックシート」も活用しながら注意しないといけませんね。

☆=筆者紹介 =====

野川悟志(のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。 近著「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「税制改正経過一覧ハンドブック」 (共著、大蔵財務協会)、「免税店のはじめ方」(税務経理協会)他。 HPは「しながわ税経事務所」で検索

第15回大崎福祉夢まつり

協賛金・協賛品のご協力をお願いします!



10月27日(土)、今年も法人会主催の『大崎福祉夢まつ り』があさひ中央公園で開催される。今年で第15回を数 える夢まつりは、"みんなの笑顔にあいたくて"のテーマ のもと、今年は"笑顔のフォトコンテスト"を実施する。 たくさんの方々の笑顔の写真を募集し、審査の上、入賞者 を決定する。当日の会場でも笑顔あふれるおまつりとなる よう、現在実行委員会が中心となり、準備を進めている。

夢まつりは、多くの福祉施設利用者・関係者や法人会会 員企業が出店し、ステージで、施設利用者の皆さんによる 歌やダンスが披露され、古川学園高校吹奏楽部の演奏も行 われる。今年は、大人気の打楽器ワークショップの他、

「娘すずめ。」によるすずめ踊りやよさこいなど、各種イ ベントも開催される。子どもたちに大

人気のゆるキャラ も大集合!豪華景 品が当たる大抽選 会もお楽しみに! 多くの皆さんの ご来場をお待ちし ています♪♪♪



古川まつりにチャリティー出店 収益金は福祉施設の活動に!

日 時:平成30年8月3日(金)・4日(土)

場 所:古川台町 カンノ時計店様前

テーマ: 『オラほのうま塩豚焼きそば』

※2日間で590食を販売

当:青年部会 抇





長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。



仙台支社 古川営業所/宮城県大崎市古川駅前大通2-6-16 (古川土地ビル3F) TEL 0229-22-6398

URL www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakih@cocoa.ocn.ne.jp